

Title	清代台湾移住民社会の「客」と「土著」
Sub Title	On the Ke and Tuzhu of Taiwanese immigrants in the Qing Dynasty
Author	林, 淑美(Lin, Shumay)
Publisher	三田史学会
Publication year	2005
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.74, No.1/2 (2005. 9) ,p.103- 129
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20050900-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

清代台湾移住民社会の「客」と「土著」

林 淑 美

一 はじめに

十七世紀末～十八世紀の台湾はまさに漢人移住の時代であった。中国大陆の福建省（略称「閩」^{びん}）・広東省（略称「粵」^{えつ}）から、多数の人々が農業移民として台湾に渡り、大雑把にいつて西から東へ、南から北へと開墾を進め、居住空間を次第に広げていったと考えられている。かかる漢人の移住活動を示すものとして、台湾の地方志や文集類の中に「客民」「客」「客仔」「山客」等の人間集団や「客荘」といった聚落をさす呼称など、様々な「客」を用いた表現が見られる。こうした「客+ α 」^{アルファ}（時には「 α +客」^{アルファ}）の場合もある。以下、「客+ α 」と略す）の表現は複雑な意味内容を有しているために、史料として用いる際には十分な注意を必要とするが、これまでや

や安易に利用されてきた感は否めない。本稿の目的は「客+ α 」の内容の具体的な分析作業を通じて一定の定義を施すとともに、清代台湾移住民社会へと接近する手がかりをつかむことにある。

この「客+ α 」は諸先学でもすでに言及されているが、その意味内容を十分には検討せぬまま考察を進めている場合が少なくない。松田吉郎氏は、台湾の一田兩主制⁽¹⁾の成立過程および康熙六十年（一七二一）の朱一貴の乱⁽²⁾の社会経済的背景を説明しようとした論攷の中で、広東省で見られた「土（地主）」「客（小作人）」の対抗図式を台湾にもそのまま援用し、清朝領台初期より渡台許可を受けた福建省漳州府・泉州府の人々を「土民」に、康熙五十年（一七一二）に至って漸く渡台した広東省潮州府・惠州府の人々を「客民」に各々措定した。氏は

「土」「客」対抗関係に当てはめるため、「土民」という氏の造語を漳州人・泉州人にあてたり、史料中に登場する「客民」を吟味せぬまま客家人⁽³⁾潮州人・惠州人として解釈するなど、若干の問題点を残している。また台湾の洪麗完氏は、清代台湾の中部平原における移住民の社会的関係の形成と析出先との関連を論じた中で、史料中の「客民」や「客人」、「惠・潮之民」などの史料用語を具体的な検討を行わぬまま客家人と看做した。さらに「粵籍人士」「客籍人士」等の造語（引用史料には全く見えぬから史料用語ではない）についても何らの定義も施さず、客家人の意味で用いている⁽⁴⁾。

かくして清代台湾移住民社会をめぐる「客+ α 」は族群（エスニック・グループ）のカテゴリーという客家人か、或いは析出先 \parallel 原籍（祖籍）地の名称で名づけられた広東人（潮州人・惠州人）と理解されてきた。しかも族群（エスニック・グループ）と原籍（祖籍）地で表現される人間集団を明確に弁別しなかったため、客家人と広東人との概念の相違に注意し、両者を正確に使い分けようとする認識は稀薄であった。

近年、十八世紀の広東社会を事例に先住者たる広府人と移住者（後来者）たる客家人との関係を考察した片山

剛氏は、史料中で両者に対して各々用いられる「土民」「客民」の呼称について「これらは、エスニシティの相違にもとづく呼称ではなく、戸籍制度上の位置の相違にもとづく呼称である」ことを指摘した⁽⁵⁾。とりわけ「客民」の呼称は、彼らが客家人だからでなく移住先における戸籍制度上の位置づけによる、とする氏の指摘は大変示唆的である。なぜなら台湾の「客+ α 」を解釈する手がかりを提供するからである。

本稿では、片山剛氏のかかる指摘に触発されつつ、清代台湾移住民社会をめぐる「客+ α 」に本格的な検討を加えることにしたい。そこでまず留意すべきは「客+ α 」の使用主体である。誰が用いたか——たとえば官憲側か、或いは民間側か——、これを明確にすべきである。それがはつきりして始めて客体、すなわち誰に対して用いたかを分析する意味が出てくる。従って、さしあたり使用主体を官憲側と民間側に暫定的に分類して分析を進めていくこととし、主体の具体的な中味については個々に検討を加えることにしたい。そしてさらにこれまで本格的に検討されることのなかった「土著」を取り上げ、「客+ α 」と対比させながら論じていくことにする。

二 清朝と「客民」——官憲側の視点から

本章では、官憲側の記した「客+α」が何をさすかについて整理・検討を行う。史料中に散見する「客+α」のうち、対象が明確ないしは推定可能なものを分類・整理したのが表1である。そこに列挙した報告者は、雲林県訓導（従八品）〔表1—VII〕という州県レベルの末端の官から、最高レベルの地方官に当る福建総督（正二品）〔表1—IV〕、或いは中央の都察院に属する巡視台湾監察御史（従五品）〔表1—II〕に及んでいる。なお清代を通じて俯瞰できるよう、康熙五十年（一七一）〔表1—I〕から日本への割譲直前の光緒十六年（一八九〇）〔表1—VII〕の使用例を提示した。また表現方法に注意する必要がある原文を記載し、解釈は必要に応じて本文中にて行うこととする。史料中に登場する行政区画等については図1を参照されたい。

表1の個別事例から判明するのは、官憲側の記載の場合、「客民」〔I、III、V、VIII〕或いは「客子」〔IV〕と熟した二種類の用語が見られることである。

①「客民」〔I〕は松田氏が引用した台湾知府周元文「申禁無照偷渡客民詳稿」の一部である。「詳稿」の本文

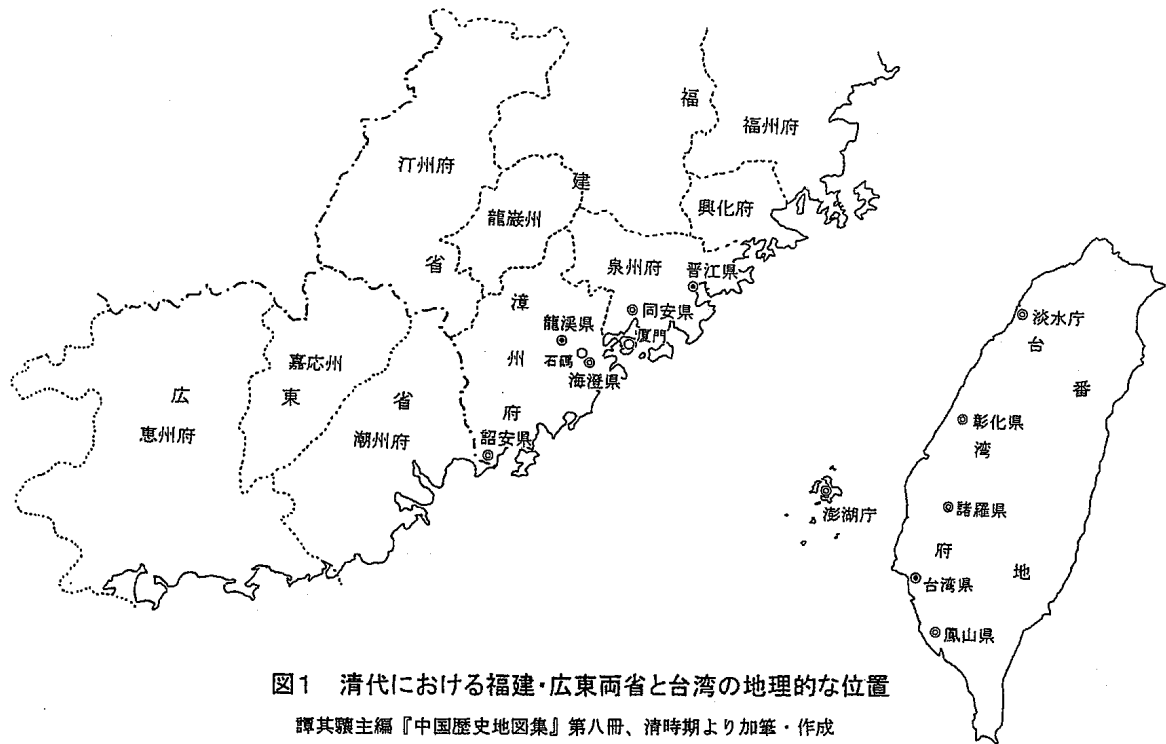


図1 清代における福建・広東両省と台湾の地理的な位置

譚其驥主編『中国歴史地図集』第八冊、清時期より加筆・作成

- 〔凡例〕
- 省界
 - 府界
 - 府城
 - ◎ 縣城
 - その他

表1 官憲側で使用した「客+α」

	典 拠	記 事
I	康熙五十年（1711）三月十二日 台湾知府周元文 康熙『重修台湾府志』卷十、藝文志、 公移、「申禁無照偷渡客民詳稿」	故閩・広沿海各郡之民、無産業家室者、俱冒險而来、 以致人民聚集日衆。（中略）此輩偷渡者、俱係閩・広 遊手之民。
II	雍正五年（1727）八月十二日 巡視台湾觀察御史索琳 『雍正朝宮中檔奏摺』第八輯	佃丁悉漳・泉・潮・惠客民。因貪地可以私墾、故冒險 渡台。
III	雍正十一年（1733）四月五日 福建総督郝玉麟 『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』第二十 四輯	台湾地方田土肥饒、居民富庶。閩・粵流寓人民、不啻 数十万衆、而冒險偷渡者、例禁雖嚴、終難禁絶（中 略）茲欽奉恩旨、台地客民、准其移眷過台。（中略） 查台地客民、業有数十万、若不指出許搬眷口、則奸民 必有乘機携帶親族人等之弊。
IV	雍正十二年（1734）三月十二日 福建総督郝玉麟 『雍正朝宮中檔奏摺』第二十二輯	近奉恩旨、凡屬客子寄籍者、俱准其查明、搬眷過台完 聚。
V	乾隆五年（1740）六月十二日 諸羅県知県何衢 『明清史料』己編第十本	蔡享、年三十一歳、原籍泉州府同安県人、寄居台湾府 諸羅県地方。（中略）扱客民蔡披状告前事、詞称、痛 蟻兄蔡拱於本月初三日晩、因族姪蔡享、向兄索取代賒 油錢文争角、（中略）身死。
VI	乾隆三十五年（1770）五月二十四日 福建巡撫温福 乾隆朝漢文軍機処録副、農民運動類、 膠片号 645、2950-2952	為偷渡為台湾聚匪根源、請除外吏巧避之陋例以嚴創懲 事。（中略）請嗣後閩・粵両省、凡拏獲偷渡客民、如 尚在陸路・客店・道路未登舟以前者、客頭・船戸・客 民均照偷渡本例、分別充軍流徙。
	『光緒会典事例』卷二十、兵律、閩 津、私出外境及違禁下海、乾隆三十 五年条例	一、拏獲偷渡過台客民、如尚在陸路・客店・道路未登 舟以前、客頭・船戸・客民、俱照本例減一等發落。
VII	道光十二年（1832） 雲林県訓導倪贊元 『雲林県采訪冊』、斗六堡、兵事、土 寇	道光十二年、嘉義客民閩人陳辦、与粵民争牛起釁、糾 衆攻双溪口。
VIII	光緒十六年（1890）十一月八日 福建台湾巡撫劉銘伝 刑部檔案福建地区 No. 10420	台湾巡撫劉題彰化県客民蕭和戮傷王獅身死一事。（中 略）扱蕭和供、年四十二歳、原籍晋江県、寄居彰化県 鹿港地方。父母俱故、並沒有兄弟妻子、傭趁度日。

中には「客民」の語が見えぬため、タイトルが本人の付したものであるか否かが問題となるが、これは周元文自身（周元文）の編纂に係る康熙五十一年（一七二二）『重修台湾府志』に初めて掲載されたから、周元文自らが府志編纂の際に付したものと看做せる。「客民」の内容については「ゆえに福建・広東の沿海各府の民で、土地や家族の無い者が、皆な危険を冒しやって来て、次第に集まり日々多くなるに至った。（中略）しかもかような台湾に（みづか）偷渡する奴輩は、皆な福建・広東の遊手である」と述べるから、松田氏が指摘するような「広東潮州・惠州の人民」に限定されず、氏のいう「土民」＝「福建の漳州・泉州の人民」をも含むことは間違いない。つまり台湾知府周元文（周元文）官憲側から見れば、広東人のみならず福建人も決して「土民」ではなく「客民」だったのである。かかる点をより明確に示すのが〔Ⅱ〕〔Ⅲ〕の二例である。〔Ⅱ〕では「漳・泉・潮・惠の客民」との表現が見られ、福建（＝漳州・泉州）・広東（＝潮州・惠州）を問わず、「客民」の語が使用されている。〔Ⅲ〕では「台地の客民」の家族の迎え入れが議論されているが、その「客民」は明らかに「福建・広東からの流寓の人々」をさしている。

さらに次の三例も福建人を「客民」と呼ぶ事例である。〔Ⅴ〕は人命案件に関する刑部題本の一部であるが、泉州府同安県を原籍とする蔡披を、台湾府諸羅県の知県何衢（何衢）は「客民蔡披」と呼んでいる。〔Ⅵ〕では「嘉義県の客民で、福建人の陳辦」との文言を確認できる。〔Ⅶ〕でも福建省晋江县を原籍とする蕭和なる人物を「彰化県の客民」と呼んでいる。これらの諸事例から、康熙から光緒に至るまで、「客民」と呼ばれる対象が決して広東人に限定されず、福建人も含んだことは明らかであろう。ただし台湾に渡った人々がたとえ何年居住しようとも、一貫して「客民」と称されたかは定かでない。かかる点については次章で検討することにした。

ところで、これまで検討してきた、台湾の「客民」の事例はいずれも台湾を直接的な場としたものであった。官憲側のいう「客民」はずでに台湾に到着した福建人なしに広東人をさしていたのである。しかし〔Ⅵ〕の記事はかような事例とは異なった意味で注目し値する。なぜなら第一に、これ自体が乾隆帝によって裁下されたものであり、『大清律例』兵律、関津、「私出外境及違禁下海」の条例中に見えるように定例として実行されていたこと、第二に、そこでは台湾と内地をつなぐ、当時唯一

の交通手段であった船隻に未だ乗船せずとも、内地の道路・旅店で出発を待つ人々、すなわち台湾への「密航予備軍」すらも「偷渡客民」と看做していること、以上の二つの興味深い点を窺いうるからである。これは官憲側が「客民」という語を移動のどの段階から使用するのか、具体的には何処——府・州・県或いはそれ以下の郷や聚落——を離れば「客民」に変じてしまうのか、という問題を提起する。他の事例の「客民」は移動の最終目的地たる台湾を場として用いられているが、「Ⅵ」は「客民」がさらに早い段階で用いられうることを暗示するのである。

ここで想起されるのは、広東省珠江デルタを事例として清朝の戸籍制度を考察した片山剛氏の研究である。氏によれば、王朝に対する担役・納税義務の遂行上、民は随意的居住地の変更を許されなかつたため（本籍地主義）、固定不変であるべき居住地＝本籍地は「県―都―堡―図―甲」のみならず「村」（本籍村）のレヴェルにまで及んでいた。⁽⁷⁾ 広東省の事例の安易な台湾への適用には慎重でなければならぬが、かかる片山氏の指摘は非常に示唆に富んでいる。なぜなら台湾の史料中に登場する「客民」も戸籍上居住すべき本籍村を遠く離れた結果

である可能性を示すからである。従って、ここでは「客民」の呼称が台湾への移動を目的として本籍地を離れた時点から用いられたと推測しておきたい。

ところで、上記の「客民」と異なる意味で用いられた事例がないわけではない。康熙六十年（一七二一）、朱一貴の乱及びその鎮圧過程で台湾住民間に械闘が発生した。当時の台湾総兵官（正二品）かつ族兄でもあった藍廷珍（福建漳浦人）に従い、その軍事顧問として入台した藍鼎元（号鹿洲、福建漳浦人）は、械闘を起こした双方に向かって、藍廷珍に代わって以下のような文書を発している。

汝等漳・泉百姓、但知漳・泉是親。客莊居民、又知客民是親。自本鎮・道・府視、則均是台湾百姓、均是治下子民、（中略）即在汝等客民、與漳・泉各処之人、同自内地出来、同属天涯海外、離鄉背井之客、為貧所驅、彼此同病（汝等は漳州人・泉州人であれ「客民」であれ、自分たちの中だけで仲良くすることを考えてきた。我々総兵官・道台・知府から見れば、皆な台湾の民であり、皇帝の赤子である。（中略）汝等「客民」と漳州人・泉州人は、同に内地を出て、同に遠く海外にやって来た、故郷を離れた流

浪の寄寓者（「客」）であり、貧困に駆られて、互いに同じ苦しみを抱えている」。

この史料の「客民」の中には福建省の漳州人・泉州人が含まれないこと、「客民」はおそらく「客荘居民」の略称であつて、「客荘」は客家人の居住聚落をさす（第三章で詳述）ことから、「客民」が客家人のみをさすことはほぼ間違いない。ただしここで藍鼎元が強調したかったのは、漳州人・泉州人であれ客家人であれ、等しく王朝国家の「百姓」「子民」なのであつて、双方を平等視しているという点であつたと考えられる。決して客家人のみを「客民」（土著民の対概念）と看做したわけではなかつた。最後に両者のことを故郷を離れた「客」と記した意味は、本籍地を離れた者という文脈から理解できるのである。⁽⁸⁾

藍鼎元と同じ意味で「客民」を使用する事例がもう一つある。やはり朱一貴の乱鎮圧後に赴任した巡視台湾監察御史黃叔敏が著した『台海使槎録』巻四、赤嵌筆談、「朱逆附略」には、次のような記述が見られる。

南路澹水三十三莊、皆粵民墾耕。辛丑變後、客民呼粵人曰「客仔」與閩人相和協（南路の澹水三十三莊では、皆な粵民（広東人）が開墾・耕作していた。辛丑變

清代台湾移住民社会の「客」と「土著」

（朱一貴の乱）の後、「客民」閩人は粵人を「客仔」と曰うと閩人とはうちとけて親しくすることが無かつた」

この史料から①台湾の民間側に「客仔」という呼称が存在したこと、②この「客仔」は福建人（閩人）が客家人（粵人）に対して用いた呼称であること、③黃叔敏のいう「客民」は民間内部（閩人）の呼称の影響を受けて、客家人の意味で用いていること、などを推定できる。つまり黃叔敏の「客民」は「客仔」という民間側の呼称と「粵人（粵民）」という官憲側の呼称とが複合した用法と考えられるのである。

藍鼎元・黃叔敏はともに台湾移住民内部の紛争をめぐって官の立場から発言しているが、「客荘」「客仔」など民間側の慣用語をも意識していたようである。彼らの視点は官をいうより、むしろ民間（閩人側）と同じレヴェルに立つものであつた。かかる点から使用された「客民」は民間側（閩人側）と同様に客家人をさした。官憲側の用いる「客民」も民間に接近すればするほど民間的な色彩を帯びるようになるのではないだろうか。

②「客子」〔Ⅳ〕のみに見える。その内容は福建総督郝玉麟が報告した〔Ⅲ〕に関連して上奏されたものであるから、「客子」が台湾に寄寓した福建人・広東人をさす

ことは明白であろう。

以上、官憲側の「客+ α 」の表現には①「客民」②「客子」があることが判明した。これらは「客」と「子」「民」に腑分けでき、前者は戸籍上の本籍地を離れたという意味、後者は官憲側に対する人民^{II}「子民」と推定できよう。このように字義からしても、「客民」や「客子」の表現は官憲側の立場から使用されるはずのものであって、民間相互では基本的に用いられる性格のものではなかった(管見のかぎり、かような例を見ない)。またその内容も本籍地を離れて台湾へ移動しようとした、或いはすでに台湾に到着したかを問わず、福建人・広東人などすべての内地人をさしたと考えられるのである。

三 台湾における「土著」

前章の考察では一つの重要な課題が検討されぬまま残された。それは台湾に移住して何年も経た者が官憲側に「客民」と看做されたか否かである。この課題を「客+ α 」^{アルファ}から検討することは極めて難しい。そこで一つの手がかりになると推測されるのが「土著」の語のさす内容の分析である。この「土著」をただちに「客+ α 」の対概念と考えることは危険であるが、清代台湾移住民社

会における「土著」の概念を整理・検討していくことが上記の課題の答えになるのではないか、という仮説の下で分析を加えることにしたい。ただし行論中で次第に明らかになるように、同じ「土著」の語を用いようとも、そこに内包される意味内容は多様であり、その使用主体にも注意を払う必要がある。従って以下では、「土著」の内容を予め分類しながら検討を進めることとする。

第一に、**原住民** (Austronesian、南島語系) を「土著」とする場合がある。郁永河『裨海紀遊』巻上には「台湾の民は、土著といえは「土番(=原住民)」のことであり、言語は内地と通じない。ましてや文字は無いのだから、昔の事を伝えられない」と記されている⁽⁹⁾。著者の郁永河は浙江省杭州府仁和県の生員で、康熙三十六年(一六九七)に硫黄採取のため、台湾北部の雞籠・淡水^{キルン}に入った人物であり、その旅行記が『裨海紀遊』であった。康熙中葉に台湾を見聞した一知識人の台湾の「土著」概念を窺い知ることができよう。台湾に赴任した地方官の言としては、康熙二十二年(一六八三)〜二十四年(一六八五) 在任の諸羅知県季麟光のものがある。彼は「条陳台湾事宜文」の中で「台湾は海中の小島であり、……「土番」が土著である」と語り、やはり「土番」す

なわち原住民を台湾の「土著」と看做している。また康熙帝も康熙四十六年（一七〇七）十一月十一日の上諭で「福建内地の民で台湾に居住する者は甚だ多い。比来連年の災害で、米穀は凶作続きである。「土著」の人であれば、なお採捕で生計を立てることが可能だが、内地の民で台湾に在る者は、糧食が欠乏して生きていくのが難しい」と述べている。ここで福建など内地の人々と対比され、狩猟・漁撈・採集を生計の手段とする「土著」は原住民をさすと考えられるから、康熙帝自身も原住民を「土著」とする認識を持っていたことがわかる。以上、下級知識人たる生員から皇帝まで、原住民を「土著」と看做していたことを確認できた。

第二に、漢人の移住民の中に少数ながら「土著」を認める場合がある。康熙三十一（一六九二）～三十四年（二六九五）の台厦兵備道高拱乾は移住民中の「土著」について次のように述べている。⁽¹²⁾

現在台湾に居住する者は高祖や曾祖父など何代も継承されてきた「土著」ではない。家屋・家族が有つて、父から子へ、子から孫へと「三代にわたつて」

継承されれば、それが本当の「台湾の」土著である。高拱乾は「土著」といえば数世代にわたつて一定の居住

地に定住しつづけてきた者であるとしながらも、康熙三十年代の台湾は漢人移住の初期段階に在ることから、「土著」の概念はこれにやや異なるとし、^(a)家屋の所有、^(b)家族の保有、^(c)三世代に及ぶ居住、という三つの条件をあげ、それらを満たせば「土著」であるとする。

かような「土著」概念は年代が下つてもしばしば史料中に散見される。たとえば雍正十一年（一七三三）三月初三日、巡視台湾御史覺羅柏修らは台湾の治安問題について述べた中で「台湾は海洋を遠く隔て、各地から来た人々が雑居しています。「土著」は少なく、寄留者は多い。「土著」は家族や不動産を大切にし、自ら敢えてむやみ勝手なことをしたり、生命を軽んじて法を犯すようなことはいたしません⁽¹³⁾」と語つて、移住民の中の「土著」を、家族や家屋・耕地の所有と結びつけている。また同年三月十二日に同じく台湾の治安問題について記した福建総督郝玉麟も「台湾の居住者のうち、「土著」で田地など恒産や家族を有する者は、皆な法を遵守して公事に力を尽くしている。しかし安定した生業を持たず偷渡で台湾にやつて来た奴輩は、些細なことで恨み、デマをそばして煽り惑わす⁽¹⁴⁾」と指摘し、家族・不動産を有する「土著」と、生業を持たぬ者とを対照的に表現する。

さらに乾隆十四(一七四九)十八年(一七五三)在任の台湾知県で、乾隆『台湾県志』の編纂者でもある魯鼎梅も「民は家屋・家族を持てば、これがすなわち「土著」である。家族がそろえばそれを守ろうとする。台湾の匪賊は概ね「土著」ではない⁽¹⁵⁾」という。

これらの史料に見える「土著」概念を整理すれば、①耕地・家屋など不動産の所有、②家族の保有、③一定期間(約三代)にわたる台湾での居住、以上の三点に集約されよう。ただし「土著」をいう場合、右の三点すべてが必要となるのか、或いはどれか一点でもあればよいのか、上記の史料は必ずしも明晰に答えてくれない。敢えていえば、①耕地・家屋、②家族の有無が指標となることが多いようである。

では、かかる「土著」概念は如何にして形成されてきたか。これは移住民社会Ⅱ台湾における移動性の高さと密接に関係していたと推測される。康熙二十三年(一六八四)、台湾が清朝の版図に組み込まれると、福建省・広東省から大量の移住民が合法・非合法の手段を用いて渡航してきた。彼らの中には家族を伴って渡台し定住を志向した者もあったが、多くは単身の男性であり、季節によって大陸・台湾間を移動する季節労働者にすぎなか

った⁽¹⁶⁾。かような特色を有する移住民社会では、耕地・家屋・家族など最も基本的な生活基盤を現居住地たる台湾に有しているか否かが台湾の「土著」の判断基準となっていたと考えられる。こうした「土著」概念は台湾に赴任して直接に台湾社会に生きる人々を目撃した地方官を中心に見られることに注目しておきたい。

このように生活基盤の有無を指標とする「土著」概念が見出される一方で、台湾には「土著」が無いと、「土著」の存在を否定する言説も見られる。たとえば『高宗実録』卷二百二十四、乾隆九年(一七四四)九月十一日の乾隆帝の上諭に引く、福建総督那蘇図の上奏では、次のように記されている。

台湾は海洋を遠く隔て、「土著」は並^いかも存在しない。そこに聚った人々は半ば職も無く遊び暮らす者である。現在、巡視台湾御史熊学鵬は荒地を開墾して貧民を養って、生計を立てられるよう提案している。

かような台湾に「土著」が無いとする認識は決して那蘇図個人のものではない。さきに「土番(Ⅱ原住民)」を「土著」とする康熙帝の認識を確認したが、乾隆帝もそうした認識を有し、かつその裏返しとして漢人には「土

著」が無いと考えていたようである。乾隆十二年（一七四七）五月十日に乾隆帝が発した上諭には「朕が思うに、台湾は海洋を遠く隔て、漢人・原住民（番）がともに雑居している。現在、漢人は皆な「土著」ではなく悪賢く

て、もっぱら原住民（番）の利益を侵害することに長じている⁽¹⁷⁾とあつて、台湾の移住民は「土著」でないとする認識を明確に看取しうるのである。この時、台湾領有後すでに六十年あまりを経過していたことを考慮すれば、かかる言説が生活基盤の有無から発せられたものでないことは明らかであろう。また乾隆三十四年（一七六九）

正月十三日の上諭では「福建・広東両省の民は海外（台湾）に「僑寓」⁽¹⁸⁾し、互いに不和であるからには統制を加えねばならない」と述べて、福建省・広東省から台湾への移住民に対して「僑寓（仮住まい）」という表現を用いている。またさらに後の道光帝も道光六年（一八二六）十二月十二日の上諭で「台湾に居住する者は多くが福建・広東両省の「寄居（仮住まい）」する者である。福建や広東、漳州や泉州とそれぞれ集団を結成して、毎に械鬪などのめめ事を起こしている⁽¹⁹⁾と語っている。このように乾隆帝・道光帝の認識に従えば、台湾の移住民は決して「土著」ではなく「仮住まい」にすぎなかった

のである。然りとすれば、乾隆帝らのいう「土著」を如何に理解すべきか——単に理念的なものにすぎぬか、或いは何かしらの基準がその背景に在るのか——が、次の課題となろう。

前述の如く、十八世紀の広府人社会と客家人の移住を考察した片山剛氏は、戸籍制度上の「本籍地」＝居住すべき行政区画の所在を基準として、居住民は「その県が本籍地である土著民と、別の県が本籍地である客民とに分け」られるとの見解を示した上で、①土著民は現実上の居住地と戸籍制度上の「本籍地」とが一致する者であること、②移住民が受験などを目的に「本籍地の県から現在居住している県へ戸籍を移転する」ことも可能であること、③つまり移住民が移住先に戸籍を移転すれば、そこが「本籍地」となり、移住民も「土著化を完了する」ことを提示した⁽²⁰⁾。かかる氏の指摘は「土著」を戸籍制度から理解することの有効性を示唆するものといえる。従つて、台湾に移住した人々の場合も、彼らが戸籍制度上どのように位置づけられていたか、換言すれば、彼らが移住に伴つて戸籍を台湾に移転したか否かが重要な検討課題ということになる。

清代台湾の戸籍制度については、纏まった史料が存在

しないため、断片的な史料から復原せざるを得ない。雍正五年（一七二七）、福建総督高其倬は台湾安定策の一環として移住民の家族同伴・迎入れ許可を建言したが、戸部や雍正帝の承認するところとならなかった。⁽²¹⁾ その却下理由の中に台湾の戸籍に関する戸部⁽²²⁾の方針を窺うことができる。⁽²³⁾

戸部等の衙門の議覆によりますと、福建総督高其倬の疏文の中には「台湾府に所属する四県のうち、查^{しら}べ得たところでは台湾県の人々のみが、もともと家族を伴っており、鳳山・諸羅・彰化の三県の人々は新たに移住してきた者であつて、全く妻子が無く、よつて人口も増加することがなく、土地も荒地のままとなつております。わたくしの愚見では、若しすべての人々に一律に家族の同伴を許さないのであれば、「それは」民の願うところではありません。「しかし、かといつて」若し一概に家族を同伴させれば、歳ごとに「人口が」増加し、又た人口が増えすぎてしまう懸念もございしますので、いづれにしても長期的な政策とはいえません。（中略）」とあります。⁽²⁴⁾ 查^{しら}べましたところ、台湾は大海を遠く隔て、実に要地であります。旧例⁽²⁵⁾によりますと、福建・広東の民で

台湾に赴いて耕作する者は、家族の同伴を一切許さず、単身で渡台するのを許すのみで、家族は皆な仍^なお「本籍地」に居住していました。なぜなら、「移住民は」台湾では「游民」ですが、「内地の」「本籍地」に在つては皆な「土著」だからであります。いま移住民に家族を迎えさせれば、内地の耕作や家屋を放棄し、「移住先の」台湾で新たにそれらを求めさせることとなります。それは民間を徒らに煩わすことになり、王朝の立法の本意に背くことになりましょう。

福建総督高其倬は、開発の最も早く始まつた台湾県の人々が家族と居住しているのに対して、新開墾地の鳳山・諸羅・彰化三県の人々はいずれも単身男性で妻子も無く、当然に人口が増加することも無いために十分に開墾が進んでいない、と現状分析した上で、治安問題も考慮しながら一定の制限の下での家族同伴・迎入れを提案している。しかし戸部は、台湾に赴く福建人・広東人の家族同伴は従来より厳禁されてきたのであり、家族を「本籍地」に残留させるべきであるとする。それは移住民が「本籍地」から完全に離れて台湾に定着してしまい、内地の産業（耕地・家屋等）を放棄するのを防ぐため

あつた。このように一定の制限を設けた上で台湾に生活基盤を移させようとする高其倬と、「本籍地」(ここでは内地の福建・広東)との関わりを維持させて台湾へ生活基盤を移させることに抵抗する戸部とは、真つ向から意見を異にしている。結果的には戸部の意見が採用される⁽²⁶⁾が、むしろここで注目したいのは「内地の」「本籍地」に在つては皆な「土著」だから」という文言である。さきに紹介した片山剛氏の指摘の如く、戸籍制度上の「本籍地」に居住する者が「土著」であるとすれば、台湾の場合、移住民は戸籍制度上の「本籍地」を依然として内地に置いたままで、台湾に移転していなかったと推測されるからである。

かかる推測を傍証する別の史料をあげておこう。『高宗実録』卷三百二十二、乾隆十三年(一七四八)八月初五日の吏部等の議⁽²⁷⁾准には、以下のような記述がある。

閩浙総督喀爾吉善の奏文には以下のようにありました。(中略)台湾の人々が内地にもどろうと欲すれば、必ずその理由や「内地の」「本籍の村莊」を「現居住地の台湾の県に」報告させ、「報告を受けた県は本人に」「照(渡航許可証)」を発給して、「本籍」「の県」に通達する。「その後」台防同知(台湾

府城に駐筭。正五品)が調査した上で船を準備し「内地に」もどるのを許す。「内地での」事が終われば、内地の州県から厦門同知(正五品)に報告し、「厦門同知は」人と「照」とを確認した上で船を準備し台湾にもどるのを許す。

この史料は台湾・内地間の人の往来の手続きを記したものであるが、ここから次の諸点を読みとることが可能であろう。①台湾から内地へ向かう場合、申請者は台湾の現居住地の県に対して、理由のみならず内地にある「本籍地」の所在を村・荘レヴェルまで報告する義務が求められること、②報告を受理した台湾の県は、申請内容の真偽を内地の「本籍地」の州県に照会する必要があること、③照会を受けた内地の「本籍地」の州県は、個々の申請者の「本籍地」が本州県にあるか否かを確認する手段を有していること、つまり①②③の手続きが机上の空論でなく、現実に行いうるものであるならば、この喀爾吉善の提案の背景にはこうした手続きを可能ならしめる、戸籍制度に関わる行政システムがあつたはずであり、しかもそれがある程度確立・機能していたであろうこと、④このようなごく一般の人々の往来手続きに関する内容を総合的に判断すれば、台湾移住民の戸籍は依

然として内地に残され、現居住地⇨台湾への移転を伴っていないか、と考える方が自然であること、以上の四点である。

また『高宗実録』卷八百八十五、乾隆三十六年（一七七一）五月二十九日の福建巡撫鍾音の奏文にも、次のような記事が見える。

台湾は遠く海洋を隔てていますので、人々の往来は皆な地方官が調査して「照（渡航許可証）」を発給し、海港で審査した上で出発させています。わたくしは「現状に鑑みて」若干の変更を提案したいと思っています。台湾から「本籍地」にもどる者は「照」の申請手続きを一切省き、「台防同知の駐する」鹿耳門の海港に自ら赴くのを許す。「そこで自らの」姓名、年齢、容貌、台湾の現居住地、「本籍地」を船戸を通じて海港の官員に報告し、審査・登録を経た後に随時出発させる。「そして報告を受けた」官員に「本籍地」にもどった者の名簿を毎月一度巡撫に提出して検査に備えさせる。

福建巡撫鍾音はさきに検討した往来手続きの簡略化を提案しているが、ここでも申請者は姓名・年齢・容貌のほかに、台湾の現居住地と内地の「本籍地」の住所を申告

するよう求められている。やはり「本籍地」は内地に在ることが前提とされているようである。

これまでの検討を整理すると、台湾の移住民は戸部の管轄する戸籍上の「本籍地」を移転せず内地に残していたことが判明した。むしろ移住民の意志とは関係なく、清朝は制度的に彼ら台湾移住民に対して「土著」への道を準備していなかったといった方が正しいのかもしれない。乾隆帝の「台湾に「土著」無し」とする認識は、まさにこのような戸籍制度上の位置に基づいたものであったと考えられるのである。

以上、台湾をめぐる「土著」概念を分析した結果、二つの次元における「土著」を確認できた。第一に、原住民（土番、番）こそが「土著」であると看做す場合である。これは皇帝から末端の地方官まで広く見られた。その裏返しとして漢人の「土著」は無いと考えられていた。なぜなら清朝は戸籍制度上、台湾に本籍を移転させる制度を準備していなかったからである。第二に、台湾における生活基盤の有無に基準をおく「土著」で、かかる次元では漢人の「土著」が認められる。これは台湾に赴任した地方官を中心に確認でき、具体的には台湾における耕地・家屋・家族の所有の有無に言及する場合が多い。

これらを総合的に勘案すれば、「本籍地」を離れた内地の人々^{II}「客民」は、台湾に渡った後、台湾に生活基盤を獲得して定着の道を歩み始め、台湾所在の地方官の目にあたかも「土著」のように映ったとしても、王朝の戸籍制度上では現居住地である台湾に戸籍を移転できなかったため「土著」と呼ばれることはなかった。つまり戸籍制度の上では、台湾移住民社会は恐らく日本に割譲される前夜まで「客民」社会にすぎなかったと考えられるのである。

四 「客民」社会内部の「客」——民間側の視点から

本章では、視点を官憲側から民間内部へと移し、台湾の「客民」社会内部で用いられた「客+ α 」^{アルファ}の表現を考察することで、これらの語句が使用主体によって多様な意味をもつことを明らかにしてみたい。ただし史料上の制約から、民間側といっても官憲側の記録に依拠せざるを得ないこと、また台湾に移住した者のうち多数を占めた泉州人・漳州人の立場からの描写に留まらざるを得ないこと、以上の二点を予めお断りしておく。

まず康熙年間編纂の台湾の地方志に見える、民間側で

用いられた「客+ α 」の事例を整理・検討してみよう(表2)。「IV」の記載から、b「客荘」とは(広東省)潮(州)人の居住聚落をさすこと、c台湾府全体から見れば、「客荘」は諸羅県の諸羅山以北及び鳳山県淡水溪以南²⁸に分布すること、d「客荘」の名は「客人」と呼ばれる人々の居住地に由来すること、また史料中の「日客人」「日客荘」という伝聞的な表現から考えれば、官憲側ではなく、民間側の呼称(特に漳州人・泉州人と考えるのが適当であること、²⁹e「客人」と漳州人・泉州人との間に交流・往来が無かったこと、以上の諸点が判明する。ここに見られる「客人」と漳州人・泉州人との関係から考えれば、この「客人」は客家人の意味で用いられていると判断して誤りないであろう。このような台湾県には存在しない「客人(客家人)」「客荘(客家人の聚落)」「a」についてかくも詳細な記述を有すること、それ自体がこれらに対する関心の高さを示すものといえる。

続いて「IV」c)に見える諸羅県の状況について「I」(「III」の康熙『諸羅県志』の記載を検討すること)したい。「Ia」によれば、諸羅県の小作人の多くは内地の山間部から来た「(広東省)潮(州)人」で、彼らは

表2 民間側で使用した「客+α」

	典 拠	記 事
I	康熙五十六年 (1717) 『諸羅県志』 卷八、風俗志、漢俗	①佃田者、多内地依山之獷悍・無頼・下貧・触法亡命、潮州人尤多、獷名曰客。多者千人、少亦数百、号曰客莊。 ②諸羅自急水溪以下、距郡治不遠、俗頗与台湾同。自下加冬至斗六門、客莊・漳・泉人相半、稍失之野、然近県故畏法。斗六以北、客莊愈多、雜諸番而各自為俗、風景亦殊、鄆以下矣。
II	康熙五十六年 (1717) 『諸羅県志』 卷八、風俗志、雜俗	①各莊佃丁、山客十居七・八、靡有室家、漳・泉人称之曰客仔。 ②凡流寓、客莊最多、漳・泉次之、興化・福州又次之。
III	康熙五十六年 (1717) 『諸羅県志』 卷八、風俗志、婚姻喪祭	各莊婚姻・喪祭、大約相倣。唯潮之大埔・程郷・鎮平諸山客、其俗頗異。礼節皆以簡為貴、略去者十之六、七。以下四條、雜記客莊之俗。
IV	康熙五十九年 (1720) 『台湾県志』 卷一、輿地志	①台無客莊 < ②客莊、潮人所居之莊也。③北路自諸羅山以上、南路自淡水而下、類皆潮人聚集以耕、④名曰客人、故莊亦曰客莊。每莊至数百人、少者亦百餘。⑤漳・泉之人不与焉、以其不同類也。比戸而居者、非泉人、則漳人也。

「客」、彼らの居住聚落は「客莊」と呼ばれた。〔II a〕では、これら山間部から来た「客」すなわち「山客」³⁰を、漳州人・泉州人は「客仔」と呼んでいる。また〔II b〕によると、諸羅県に移住してきた者の聚落の中で、「客莊」すなわち「客人」の聚落が最も多く、漳州・泉州の聚落がこれに次いだ。前述〔IV〕で見た如く、台湾県では「客莊」が無いと述べていたのと比較すると、地域によつて「客莊」の分布状況にかなりの相違があったことがわかる。これらの記述から、諸羅県では「客莊」の人々すなわち客家人が「客」「山客」「客仔」と呼ばれたこと、移住民の聚落のうち「客莊」が最も多く分布したことを指摘しうる。

ところで、なぜこれら「客人」「客」「山客」「客仔」と漳州人・泉州人は交流・往来しなかったか〔IV e〕。先学の指摘の如く、析出地すなわち行政区画上の「原籍（祖籍）地」の相違によるのであろうか。〔I b〕によれば、諸羅県のうち最も台湾県に近い南部地方は、漳州人・泉州人を中心とする台湾県の風俗と似ているが、台湾県から離れて、「客莊」が多くなるに従つて、風俗も卑しくなるという。ここでは漳州人・泉州人の風俗を基準として評価が下されているが、少なくとも「客莊」の

人々の風俗が漳州人・泉州人のそれとかなり異なつたものであつたことがわかる。さらに〔Ⅲ〕では、具体的に婚姻や葬式・祭祀を取り上げつつ、「〔広東省〕潮州の大埔・程郷・鎮平の諸山客」の風俗が非常に異色であつたことを強調している。このように「客莊」の人々と漳州人・泉州人との風俗習慣の相違は、当時においても明晰に認識されていたのであり、そのことは〔Ⅲ〕の「客莊之俗」という語はそれを典型的に示すものであるう。

〔Ⅳ⑥〕の「漳州人・泉州人が彼ら「客人」と交流・往来しない、なぜなら「類」を異にするからである」という記述も、かかる風俗習慣の相違を暗示するものかもしれない。

ただし〔Ⅰa〕〔Ⅲ〕の如く、「客莊」の人々と「潮人」とを安易に結びつけることには注意する必要がある。なぜなら〔Ⅰ〕ではあくまで「依山」を前提とし、〔Ⅲ〕では潮州府の大埔・程郷・鎮平三県の「山客」に限定されているからである。³¹〔Ⅲ〕と同じ康熙『諸羅県志』卷八、風俗、漢俗、婚姻喪祭には、「山客」とは習俗的に異なる潮州人が紹介されている。

家庭での祖先祭祀は（中略）、泉州人は日中に祀り、漳州人は明け方に祀る。泉州人は多くの供物をして

おり、漳州人・潮州人がただ鶏・豚・魚のみを用い、あまりに簡素にすぎるのを嘲笑している。それ（漳州人・潮州人の簡素な祭祀）は「内地の」沿海の聚落到にたまに見られ、故に台湾に移ってきていても因襲に従っているだけなのである。

この記事は祖先祭祀における泉州人と漳州人・潮州人との間の若干の相違について述べているが、ある程度の共通ベースを有していなければ比較は無意味であることを考慮する時、これら三者を同一の項目内で取り上げていることに注目する必要がある。しかもその習俗的な類似性の存在は台湾に移住する以前の析出地に結びつけられており、潮州人の場合、析出地の何在をさす「沿海」に限定づけて語られ、同じ潮州人であっても〔Ⅲ〕の「山客」によつて形成された「客莊」の人々とは明らかに区別されている。つまり行政区画上、同じ潮州府に属した人々であつても、沿海部か山間部かによつて風俗習慣が異なつていたし、台湾に移住してきてから異なつた聚落を形成したようである。

さらに台湾府三県のうち最南端に位置する鳳山県の「客莊」について史料を補いながら検討してみよう。鳳山県の下淡水では、康熙六十年（一七二二）、朱一貴

(漳州人)の乱の後、大規模な械闘が発生した。この械闘はすでに先学の注目するところとなり、台湾史上初の閩・粵械闘として位置づけられている。⁽³²⁾第一章で紹介した藍鼎元はこの械闘に関して次のような興味深い記述を残している。⁽³³⁾

〔漳州人の〕鄭章が〔義民⁽³⁴⁾客家人の〕頼君奏・頼以槐を毆殺したことは、罪に問われるべきである。汝ら漳州人・泉州人は、鄭章の兄弟・親族が殺され辱められた仇を返すことを正義と考えている。それは同郷の愛情が深く、共にその死を憐むからである。私も漳州人であり、どうして同郷の念がなからうか。……ただし頼君奏らは「大清」の旗幟を立てて朱一貴らに抵抗した、つまり朝廷の「義民」なのであって、盗賊とは比べられないのである。……今汝ら漳州人・泉州人及び「客荘」の者と以下のように約す。以前のことは全て水に流し、これ以上追究しない。以後グループを作って再び仇討ちするのを許さない。福建省の漳州府・泉州府、そして広東省惠州府海豊県や潮州府の海陽・揭陽・潮陽三県の人々が「客荘」を通った時、逆に「客民」⁽³⁵⁾が漳州人・泉州人たちの聚落を通った時、おのおの以前の恨みを止めて、

共に新しいよしみを通じたならば、太平の世の良民となるであろう。

この文章は、藍鼎元が械闘の一方の当事者たる漳州人・泉州人に向かつて械闘の中止を勧告し、対立するグループ間の調停を図ろうとしたものである。ここでまず注目されるのは藍鼎元自身が漳州出身であることを強調している点であろう。その目的は「同郷の念」を前面に押し出し、自らと彼らとの間に「一体感」を創り上げること、漳州人・泉州人の抵抗感を減らそうとしたことに在ったと考えられる。藍鼎元は官としてより、むしろ漳州人として説得にあたったといえる。かかる視点からこの勧告文が書かれたとすれば、そこに描かれた対立の構図は単なる官憲側の記録に比べて、より「漳州人」的な立場から記述されたと看做しうるのではなからうか。それを考慮に入れる時、惠州府海豊県や潮州府海陽・揭陽・潮陽三県など広東省東部の沿海地域の人々が、漳州人・泉州人のカテゴリーに含まれる形で叙述されていることは重要である。これら四県の人々の聚落は「泉州人・漳州人たちの聚落」の範疇に含まれると考えられ、「客荘」とは明確に対置されている。かかる事実を史料のタイトル「諭閩粵民人」から安易に閩・粵械闘と断定す

ることの危険性を我々に語っている。つまり「閩（福建）・粵（広東）」という行政区画では複雑な様相を呈する清代台湾移住民社会の境界のあり方を十分には表現しきれないのである。

では、「泉州人・漳州人たちの聚落」と「客荘」との間の境界は如何にして形成されたか。右の史料では「客荘」に居住する頼君奏らを「義民」と呼んでいたが、この「義民」に着目しつつ史料をさがすと、乾隆『重修鳳山県志』卷十二上、藝文志、奏疏、閩浙総督覺羅滿保「題義民効力議叙疏」は、以下のように記している。

台湾の鳳山県に属する南路淡水は、以前から漳州・泉州・汀州・潮州など四府の人々が田を耕し居住していた。潮州府に属する潮陽・海陽・揭陽・饒平の諸県の人々は、漳州や泉州の人々と互いに言葉・気心が通じている。これに対して、同じ潮州府に属する鎮平・平遠・程郷の三県に加えて、汀州の人々は自ら守備や見張りをして、漳州・泉州の人々と雑居して共に行動することはない。「康熙」六十年四月二十二日、賊の杜君英「海陽人」⁽³⁶⁾らは（中略）その多くが潮州府の三陽〔潮陽・海陽・揭陽〕の人々及び漳州人・泉州人で共に反乱を起こしたのである。

しかし「同じ潮州府の」鎮平・程郷・平遠の三県の人々は反乱に加わらなかった。この三県の「義民」のうち李直三（中略）・頼君奏らは密かに起義を謀り、賊に従わぬことを誓い、十三個の「大荘」・六十四個の「小荘」を糾合して、鎮平・程郷・平遠・永定・武平・大埔・上杭各県の人々、合計一万二千餘りと万丹社で合流し、天地を拝み旗幟を豎^たて、「大清」の旗を立てて、「皇上万歳聖旨牌」を供えた。

朱一貴と手を組んで蜂起した、海陽県の杜君英をリーダーとするグループは、広東省潮州府の潮陽・海陽・揭陽・饒平四県及び福建省漳州府・泉州府の人々を中心に構成されていた。一方、これに対抗する李直三・頼君奏⁽³⁷⁾ら「義民」のグループは、広東省潮州府鎮平・程郷・平遠・大埔四県及び福建省汀州府永定・武平・上杭の三県の人々から成っていた（図2）。これら二つのグループはともに潮州府の人物——杜君英と李直三——を中心に、互いに言語の通⁽³⁸⁾ずる人々が集まってグループを形成していることがわかる。これらのグループが決して戦闘に際して臨時的に結成されたのではないことは、引用文の前半に日常生活の中で形成された社会的な共同関係を基礎としていることから明白である。さらにその共同関係

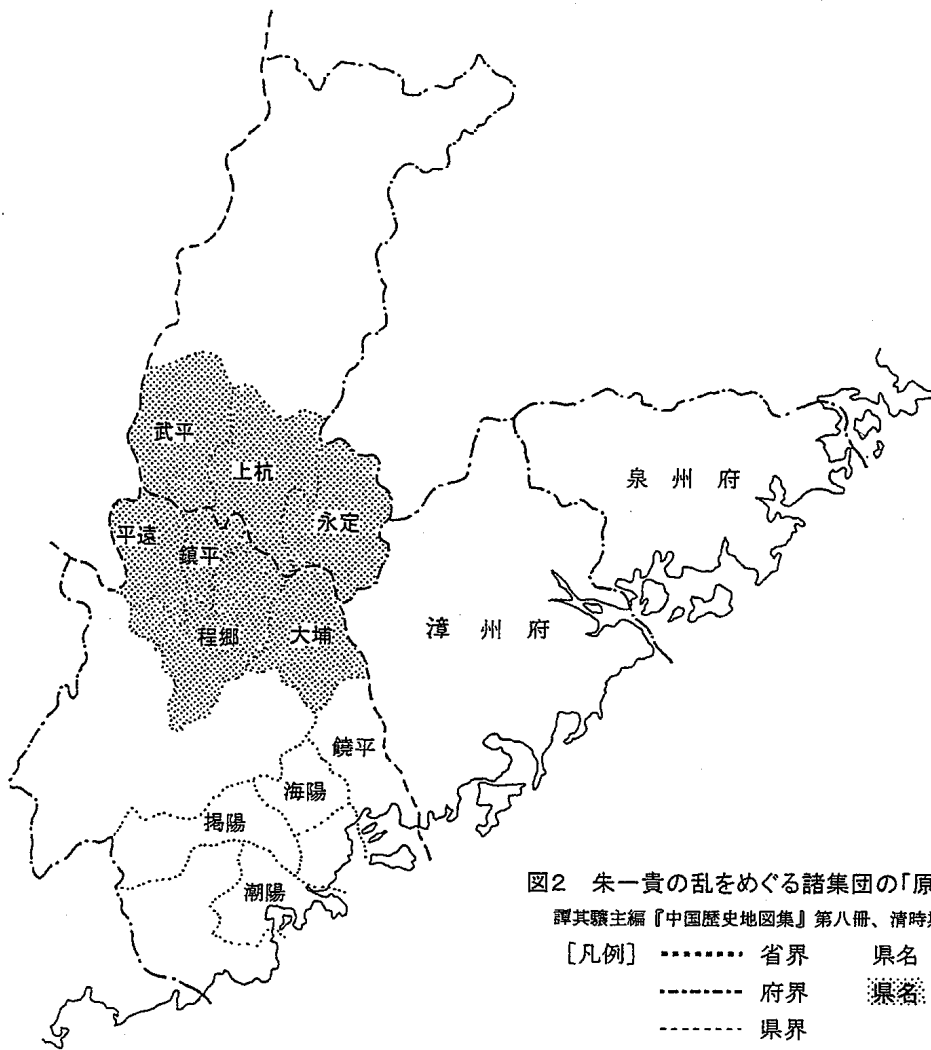


図2 朱一貴の乱をめぐる諸集団の「原籍(祖籍)地」

譚其驥主編『中国歴史地図集』第八冊、清時期より加筆・作成

- 〔凡例〕
- | | | | |
|-------|----|----|----------|
| | 省界 | 県名 | 杜君英のグループ |
| ----- | 府界 | 県名 | 李直三のグループ |
| ----- | 県界 | | |

の成立の一つの重要な条件は言語の疎通に在った。こうして見てくると、藍鼎元のいう械闘であれ、覚羅滿保のいう朱一貴の乱であれ、閩・粵械闘という省レベルの原籍(祖籍)地による縦割りでは決してなく、むしろ言語を始めとする生活文化の共通性によって結集した、閩南人(閩南語を話す人々。イコール福建人ではない)と客家人(客家語を話す人々。イコール広東人ではない)の衝突であったといえよう。従って、これら閩南人と客家人との間の族群(エスニック・グループ)の境界は、原籍(祖籍)地という行政区画よりは、言語など生活文化と考えた方が適切であろう。これまで原籍(祖籍)地による境界を主張してきた研究者も言語区分を念頭に置いていたかとも想像されるが、原籍(祖籍)地による境界と言語によるそれとが必ずしも一致するものでない以上、いずれをもって境界の基準としたかは、自覚的であればならぬといえよう。

以上、これまでの検討を整理すると次のようになる。

清代康熙年間の台湾の地方志の記載を分析すると、「客人」「客仔」「客」(「山客」については留保する)と呼ばれる人々によって形成された聚落Ⅱ「客荘」と、「漳州人・泉州人たちの聚落」とは明確に区別されていた。それぞれの聚落を構成するグループのメンバーの原籍(祖籍)地を見るかぎり、両者はともに福建・広東両省に跨っており、決して省レヴェルの原籍(祖籍)地によって分断されていたわけではなかった。前者は広東省嘉應直隸州、福建省汀州府を中心とする客家語を話す人々、後者は福建省泉州府・漳州府、広東省潮州府・惠州府を中心とする閩南語を話す人々というように、言語・風俗習慣を基準として原籍(祖籍)地を横断するかたちで境界を形成していたのである。両グループは台湾という一つの社会で共存していく中で、各々客家人、閩南人という「我々」の輪郭を描出していくと同時に、「他者——客家人にとっての閩南人、閩南人にとっての客家人——」をも創出していったといえよう。

五 おわりに

最後に、本稿で得られた知見について、推測をまじえ

つつ簡単にまとめれば以下のようになる。①清代台湾関係史料中の「客+ α 」^{アルファ}には官憲側の視点から記されたものと、台湾の民間社会(閩南人)内部で用いられたものの二種類があった。②官憲側の用いた「客+ α 」としては「客民」と「客子」を挙げることができる。これら官憲側の用いる「客+ α 」は、従来多くの研究者によって客家人とさすものとして理解されてきたが、実際には析出地にかかわらず、台湾に移住した者すべてをさしていた。そこには清朝の対台湾移住民政策の一端を垣間見ることが可能である。当時の台湾の戸籍制度に関する史料を分析してみると、福建人であるか広東人であるか、或いは台湾に生活基盤を有するか否かを問わず、移住民は等しく「土著」とはなりえなかった。つまり移住民は戸籍制度上「本籍地」を内地に残したままで、台湾に移転することが認められていなかったのである。換言すれば、移住民は台湾に移住した後、何年を経過しようとも、戸籍制度上は「客民」「客子」にすぎなかったといえる。清朝の戸籍制度から見ると、台湾は「本籍地」を置く者の無い「客民」社会だったのである。③台湾の民間——正確には漳州人・泉州人など閩南人——社会内部で用いられた「客+ α 」としては、「客人」「客仔」「客

「莊」など客家人ないしは彼らの聚落を示す表現が見られた。これらは言語・婚姻・葬祭など風俗習慣の相違を基準として「我々」と「他者」という自他の区別を表したものであつた。台湾社会で生成した閩南人・客家人の両グループは、表面的には析出地の行政区画（原籍（祖籍）地を基準としているかのように見えながら、実は言語を始めとする風俗習慣を基準としていたのである。とりわけ朱一貴の乱で沿海地区の潮州人が漳州人・泉州人と行動を共にし、山区の潮州人（客家人）と対立したことは、かかる点を如実に物語るものであろう。

以上から判明するように、清代台湾移民社会をめぐって用いられた「客^{アレッツァ}+α」の表現は非常に多様な意味内容をもつものであつた。これまで「客+α」は「客」という字を含むために、ほとんど検討されることの無いままに、安易に客家人と結びつけられてきた。今後「客+α」の表現を利用しようとする場合、それは誰が誰に対して用いたものであるか、まず十分に検討する必要があるといえよう。また本稿では清代台湾移民社会を対象としているために他地域の事例を分析することはなかつたが、史料中の「客+α」を用いる場合——とりわけ客家人が存在する地域における「客民」の意味——には、台

湾と同様、十分に注意を払う必要があるように思われる。右に整理した如く、閩南人の使用した「客+α」の表現は風俗習慣の相違に基準を置きつつ自他を区別したものであつた。そこには客家人との区別はあつても、差別の論理を見出すことはできなかつた。「漳州人・泉州人は彼ら（客家人）とは往来・交流しない、なぜなら「類」を異とするからである」（第三章、表2〔N〕）との文言にもあるとおり、あくまで風俗習慣などの相違による区別にすぎなかつたと推測されるからである。

ところが、光緒二十年（一八九四）編纂の『鳳山県采訪冊』癸部、藝文、兵事下、「勦平許逆記事」には、言語・風俗習慣の相違を基準として用いられた「客」とは明らかに異なる、次のような用法が見出される。

「福人」広東人は閩人を「福老」^{マウ}と呼ぶ。福建人を謂うは「下淡水を」競つて渡り西「の県城」へ逃げた。（中略）「客子（この

場合、子は仔に通ずるか）」は淡水溪に沿つて北へ攻めていった「客子」とは広東人をさし、彼らの「原籍（閩南人）とは「主」客の区別」がある」は広東に属しているので、我々福建人（

タイトルにいう「許逆」とは、道光十二年（一八三二）九月、嘉義県の張内なる人物が台湾の糧米の内地への搬出を拒んだことを発端として発生した閩・粵械闘の首謀

者許成——閩南人と考えられる——をさしている⁽³⁹⁾。この記事は鳳山県の歳貢生鄭蘭（道光十七年の歳貢生、原籍は漳州府龍溪県）が記したもので、内容からして明らかに閩南人の視点から記述されているが、客家人は「原籍（祖籍）」が広東省に在るからには、我々福建省の閩南人との間に「主客の区別」がある、とする主張は非常に面白い。なぜなら自分たち閩南人が福建省の者であることを理由に——当然に台湾は行政区画上福建省に属することとが前提とされている——、広東省から来た客家人に対して「主客」の論理をもって差別しているからである。清末までにかかる「主客」を論理を含んだ「客+α」が登場していたことは、康熙年間の領台以降、台湾移住民社会における閩南人と客家人との間に何らかの変化が生じ、しかもそれが閩南人の優位、客家人の劣位の傾向を強めつつあるものであったことを暗示していよう。

筆者はかつて別稿で乾隆年間に「閩人」と「粵人」——それぞれが閩南人・客家人にはほ重なる——との間に発生した童試受験問題について検討を加えたことがある⁽⁴⁰⁾。これは「閩人」が「粵人」の童試受験を妨害した事件であったが、王朝は最終的に「粵人」の受験資格を承認しながらも、他省の「客籍」の如く「粵籍」を設け、「閩

人」とは別枠に受験させることとした。省内移住の「閩人」と省外から移住してきた「粵人」とは、王朝主宰の科挙制度において明確に差別されることになったのである。かような制度的に固定化された差別がその後の「閩人」「粵人」関係に少なからぬ影響を与えた可能性は、決して低くなかったのではなからうか。

註

- (1) 松田吉郎「清代台湾中北部の水利事業と一田兩主制の成立過程」中国水利史研究会編『佐藤博士退官記念中国水利史論叢』国書刊行会、一九八四年、所収
- (2) 松田吉郎「朱一貴の乱について」『大阪市立大学東洋史論叢』一〇、一九九三年
- (3) 台湾の漢民族を構成する重要な「族群（エスニック・グループ）」の一つ。瀬川昌久『客家——華南漢族のエスニシティーとその境界——』風響社、一九九三年によれば、これまでの客家人研究では客家人の特殊性が強調される傾向にあった。羅香林『客家研究導論』（上・下）台北、台湾銀行台北頭取席調査課、一九三三年（一九九二年、台北南天書局より再出版）では、客家人の特性として①古代中原の言語の系譜を引く客家語を話し教育が盛んであること、②家庭内で農業以外の副業を多く兼業し商工業従事者として出稼ぎすることも多いこと、③女性の労働能力並びに地位が高いこと、④勤勉

で清潔好きであること、⑤行動的で野心家が多いこと、⑥冒険心に富み進取の気性があること、⑦質素で儉約好きであること、⑧頑固で他人の言うことを聞かないことが挙げられている。しかし瀬川氏は、この客家人の文化的同一性が高く自己意識も明確で輪郭が鮮明であるという議論を批判し、「決して各地の客家が全く同質的な文化をもっているわけではなく、また各地域社会の内部における客家の位置付けや、客家の自己意識のあり方にはかなり多様性がある」と述べている。台湾の場合、本来「後来者」を意味する「客」の語が本当に客家人をさすのか十分な検討を必要とする。

- (4) 洪麗完「清代台中地方福客關係初探——兼以清水平原三山國王廟之興衰為例——」『台湾文獻』四一—二、一九八〇年
- (5) 片山剛「清代中期の広府人社会と客家人の移住——童試受験問題をめぐって——」山本英史編『伝統中国の地域像』慶応義塾大学出版会、二〇〇〇年、所収
- (6) 雲林県は旧諸羅県の一部にあたる。乾隆五十二年(一七八七)、まず諸羅県が嘉義県に改められた。ついで光緒十一年(一八八五)に台湾が府から省に昇格され、府の数も一府から三府に増加されると、同十三年(一八八七)に嘉義県から雲林県が析置された。張勝彦『清代台湾庁県制度之研究』台北、華世出版社、一九九三年を参照。

- (7) 註(5)片山前掲論文
- (8) 藍鼎元は客家人を「客民」と表記する場合が多い。

他の史料にはあまり見られぬ使用方法である。現在のところ、藍鼎元がなぜこのように使用するのかは判然としない。

- (9) 紙幅の制限から比較的容易に閲覧できる史料については典拠のみを示し原文を省略する。
- (10) 康熙『台湾県志』藝文志十、公移、季麟光「条陳台湾事宜文」
- (11) 『聖祖実録』卷二百三十一、康熙四十六年十一月十一日
- (12) 康熙三十五年『台湾府志』卷六、風土、漢人風俗
- (13) 『明清史料』戊編第一本、二十七頁、雍正十一年三月初三日、巡視台湾御史覺羅柏修等「謹奏為敬陳清查流民以杜奸匪仰祈睿鑑事」
- (14) 『宮中檔雍正朝奏摺』第二十二輯、雍正十二年三月十二日、福建總督郝玉麟「奏報台湾諸羅地方不法多徒豎旗謀亂摺」
- (15) 乾隆『重修台湾県志』卷二、山水志、海道
- (16) 莊金徳「清初嚴禁沿海人民偷渡來台始末」(上・下)『台湾文獻』一五三・四、一九六四年を参照。
- (17) 『高宗実録』卷二百九十、乾隆十二年五月十日
- (18) 『高宗実録』卷八百二十六、乾隆三十四年正月十三日
- (19) 『宣宗実録』卷百十一、道光六年十二月十二日
- (20) 註(5)片山前掲論文
- (21) 『宮中檔雍正朝奏摺』第八輯、雍正五年七月初八日、福建總督高其倬「奏報台湾人民搬眷摺」
- (22) ここでは戸部が議覆(都察院の六科給事中・十三道

御史・総督・巡撫から上奏した事項を関係機関に下して吟味し上奏せしめること) している、すなわち管轄していることに注目しておきたい。なぜなら筆者は、史料中に登場する「籍」の中には戸部・礼部・吏部など管轄部門の異なるいくつかの「籍」があると考えているからである。以下、本稿で検討する「籍」は戸部管轄のものであることを予め断っておく。

(23) 『世宗実録』卷六十一、雍正五年九月二十七日

(24) 高其倬の疏文それ自体は『宮中檔雍正朝奏摺』第八輯に「奏報台湾人民搬眷摺」(雍正五年七月初八日)と題して収録されている。

(25) 台湾への移住をめぐる家族同伴禁止令が何時から開始されたか、現在のところ確認できない。康熙五十六(一七一七) 編纂の『諸羅県志』には、すでに女性の渡台禁止に関わる記事が見える。鄧孔昭「清政府禁止沿海人民偷渡台湾和禁止赴台者携眷的政策及其对台湾人口的影响」陳孔立編『台湾研究十年』厦門大学出版社、一九九〇年、所収を参照。

(26) 註(23)を参照。

(27) 議准とは議政王貝勒大臣・九卿・詹事・六科・十三道等の会議に付した後、裁可した場合、これを議准という。

(28) 清代の鳳山県下淡水溪は現在の屏東県高屏溪にあたる。清代の史料によれば、「客人」が集住した地域らしい。若干の史料を補っておくと、たとえば康熙『鳳山県志』卷七、風土志漢俗には「自淡水溪以南、則番漢雜処、

而客人尤夥(淡水溪以南であれば、原住民と漢人が雜居し、「客人」が最も多い)」とあり、乾隆『重修鳳山県志』卷十、人物志、義民には「李直三……頼君奏……何廷等、籍貫俱広東按義民率粵之鎮平・平遠・嘉應州・大埔等州県人、渡台後、寓県下淡水港東・西二里、列屋聚廬、別成村落」(李直三……頼君奏……何廷等は、籍貫は俱な広東である。按ずるに、義民は広東省の鎮平・平遠・嘉應州・大埔県の人々を率いている。台湾に渡った後、「鳳山」県下の淡水港の東・西二里に寓居し、家屋を列して商店を)とあり、さらに孫元衡(康熙四十年代、台湾府同知・諸羅県知県を歴任)『赤嵌集』には「近年下淡水以南、悉為潮州客莊、治埤蓄洩、灌溉耕耨、頗尽力作(近年、下淡水以南は悉く潮州の「客莊(客人の聚落)」となり、灌溉施設の「埤」を建設して貯水し、灌溉・耕作は非常に力を尽くして行っている)」とあって、これら三つの史料から鳳山県下淡水溪の一带に「客人」|| 客家人が多く居住していたことがわかる。一方、諸羅山の位置については康熙『諸羅県志』卷一、封域志、建置に「(康熙)二十三年、設県治於諸羅山地為鄭氏故營址、因以命名、取諸山羅列之義也」とあるから諸羅県城付近と考えてよい。

(29) 「日」という表現は明らかに伝聞を記したものであるが、地方志の性格(地方行政ハンドブック)を考えれば漳州人・泉州人から得た情報ではないかと推測できる。

(30) 「IIa」「山客」が漳州人・泉州人の呼称であるか否かは問題のあるところである。この「山客」の語は伝聞形式で記述されているわけではなく、むしろ「客仔」を伝聞として記述している。従って、「山客」は漳州人・泉州人の呼称というより、むしろ知県自身の表現と考え

た方がよいのかもしれない。

- (31) 簡単に明清時代の潮州府の行政区画上の変遷を説明しておく。雍正十一年(一七三三)、潮州府程乡县は嘉应直隸州に昇格され、潮州府平遠県・鎮平県、惠州府興寧県・長楽県をも管轄することとなった。つまり雍正十一年以前の史料に登場する「潮州府」「潮人」には、行政区画上では雍正十一年以後の嘉应直隸州と潮州府を、言語上から見れば少なくとも客家語と潮州語の地域——族群(エスニック・グループ)の視点からいえば、客家語を話す客家人と閩南語を話す潮州人——が包括されていたことに注意せねばならない。それ故に「潮人」のみでは、それが客家人をさすか否かを判断することは不可能であり、史料として用いる際には十分に注意を払わねばならない。「Ⅲ」では大埔・程郷・鎮平の三県に限定されることに着目すべきであろう。なお嘉应州の成立については甘利弘樹「嘉应州の成立——雍正期における直隸州政策の一齣——」『史境』四四、二〇〇二年を参照。
- (32) 陳其南『台湾的伝統中国社会』台北、允晨文化実業股份有限公司、一九七五年
- (33) 乾隆『重修台湾府志』卷二十一、藝文二、藍鼎元「論閩粵民人」
- (34) 「義民」とは民変に対抗するために民間(或いは官府とともに)が自ら組織した武装グループをさす。清朝は民変の鎮圧後これを表彰して「褒忠」「旌義」などの匾額を与えた。台湾の場合、朱一貴の乱の鎮圧の際に客家人が「義民」と称されたことは有名である。陳孔立『清

代台湾移民社会研究』廈門大学出版社、一九九〇年を参照。

- (35) 註(8)を参照。
- (36) 謝国興『官逼民反：清代台湾三大民变』自立晚報文化出版部、一九九三年に拠る。
- (37) 乾隆『重修鳳山県志』卷十、人物志、義民に李直三・頼君奏の名を確認できる。
- (38) ここに見える二つの言語グループについて言語学的見地から補足しておこう。これら二つのグループは①福建省漳州・泉州二府及び広東省潮州府潮陽・揭陽・海陽・饒平四県、②広東省潮州府鎮平・程郷・平遠・大埔四県及び福建省汀州府永定・武平・上杭三県に分類できる。まず①グループの言語は漳州・泉州の存在から考えて閩南語系と看做して誤りない。従って、広東省潮州府潮陽・揭陽・海陽・饒平四県の人々の話す潮州語は、言語学的にはかなり閩南語系に近かったと考えられる。一方、②グループの広東省に属する四県のうち大埔県を除く三県は、雍正十一年(一七三三)設置の嘉应直隸州を構成した州県である。程郷県は後の嘉应州で、客家人の集中地かつ華僑の故郷として非常に有名である(瀨川前掲書)。福建省の永定・武平・上杭各県も羅香林氏の研究で福建省有数の「純客住県」——住民の殆どが客家人である県——とされている(羅前掲書)。つまり②グループの言語は「客家語系」であった。なお瀨川昌久氏は「閩南系の方言とは、閩語の一支派で、福建省南部を中心として話され、広東省東端部の潮州地域で話される潮

州語もその一部に分類される」(瀬川前掲書)と述べている。このように言語に基づいた地図と行政区画が一致しないことには十分な注意を払うべきであろう。

(39) 註(34)陳孔立前掲書を参照。

(40) 拙稿「清代台湾移住民社会と童試受験問題」『史学雑誌』一一一七、二〇〇二年